

(様式5)

判断基準が法令の定めには言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

(変更)

法令名	火薬類取締法	根拠条項	法第31条第7項	資料番号	48	担当課	消防防災安全課
				許認可等の内容		保安責任者免状の書換え及び再交付	
<p>○火薬類取締法 (保安責任者免状) 第三十一条 (略) 2～6 (略) 7 第十七条第七項及び第八項の規定は、火薬類製造保安責任者免状及び火薬類取扱保安責任者免状の書換え及び再交付について準用する。</p> <p>(譲渡又は譲受けの許可) 第十七条 (略) 2～6 (略) 7 譲渡許可証又は譲受許可証の記載事項に変更を生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく交付を受けた都道府県知事に届け出て、その書換えを受けなければならない。 8 譲渡許可証又は譲受許可証を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、経済産業省令で定めるところにより、その事由を付して交付を受けた都道府県知事にその再交付を文書で申請しなければならない。 9 (略)</p> <p>○火薬類取締法施行規則 (免状の書換の申請) 第七十八条の四 法第三十一条第七項において準用する同法第十七条第七項の規定による火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の書換えを受けようとする者は、様式第三十四の免状書換申請書に当該免状を添えて、当該試験に係る経済産業大臣又は都道府県知事（法第三十一条の二第一項の規定に基づき経済産業大臣又は都道府県知事が免状書換申請書の受理の事務を含む免状交付事務を委託している場合にあつては、当該法人）に提出しなければならない。 (免状の再交付の申請) 第七十八条の五 火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状を喪失、汚損又は盗取された者であつて、その再交付を受けようとするものは、様式第三十五の免状再交付申請書を、当該試験に係る経済産業大臣又は都道府県知事（法第三十一条の二第一項の規定に基づき経済産業大臣又は都道府県知事が免状再交付申請書の受理の事務を含む免状交付事務を委託している場合にあつては、当該法人）に提出しなければならない。</p>							